

伊平屋郷友会会則

第1章 名 称

第1条 本会の名称は「伊平屋郷友会」と称し、通称「てるしの会」と呼ぶ。
尚、事務所は会長又は副会長宅におく。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は会員の親睦と相互扶助を図り、会の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 毎年又は隔年、親睦運動会等を開催する。
2. その他会員の親睦と相互扶助を計るための諸事業を行う。

第4章 会 員

第4条 本会は伊平屋村出身沖縄本島在住者、及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。尚、会員には、別途規則で定める会員証を発行する。

第5条 本会に次の支部をおく。

1. 田名支部
2. 前泊支部
3. 我喜屋支部
4. 島尻支部
5. 野甫支部

第5章 役 員

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 顧問 | 2名 |
| 2. 会長 | 1名 |
| 3. 副会長 | 1名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 理事 | 15名 |
| 6. 青年部長 | 1名 |
| 7. 女性部長 | 1名 |
| 8. 監査役 | 2名 |

第6章 役員任期

第7条 本会の役員任期は2ヶ年とする。但し、総会の承認を得て再任を妨げない。

第7章 役員の仕事

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理、統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
3. 事務局長は会費の徴収及び金銭出納を管理し、その他本会の事務全般を掌握する。
4. 役員は理事会を組織し、本会運営に必要な審議や議決を行う。
5. 監査役は本会の会計監査を行い、定期総会で決算の監査報告をする。

第8章 役員を選出

第9条 本会の役員は次の方式で選出する。

1. 会長、副会長は総会において選考委員(各支部会長)で選出し、総会の承認を得る。
2. 事務局長は会長が任命し、又監査役は会員の中から選出し、総会の承認を得る。
3. 理事は各支部の三役員をもって構成し、総会の承認を得る。

第9章 会 議

第10条 本会の定期総会は2年に1回とし、隔年6月に会長が招集する。
但し、必要に応じて臨時に総会を招集することができる。
議長は会長を充てる。

第11条 総会は次の事項を議決処理する。

1. 予算の承認
2. 決算の承認
3. 会則改正の承認

第12条 理事会を原則として月1回開催する。

第9章 運 営 費

第13条 本会の運営に必要な経費は、次の収入をもってこれに充てる。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他、活動資金造成事業などの収入

第14条 会費

1. 会費は別に定める会費を納入するものとする。
2. 会費の徴収方法は、役員会で定める。

□ 附則.

発行 本会則は昭和54年6月24日から施行する。

改正 本会則は平成5年7月25日から施行する。

改正 本会則は西暦2012年7月15日から施行する。



村章説明

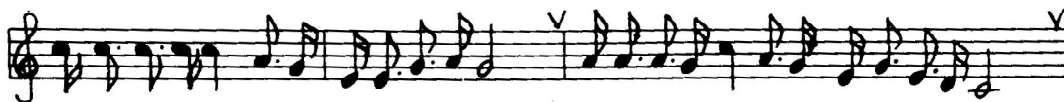
伊平屋の「イへ」の文字を飛鳥のイメージに
図案化し村の融和・平和・団結を表わすと共に
産業文化の雄飛発展を力強く象徴したもの。

伊平屋村村歌

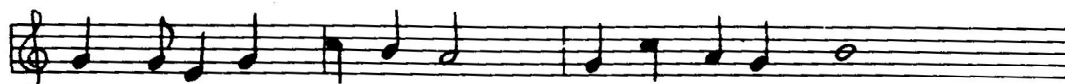
作詞 坂口洋隆
作曲 八洲秀章



ひがししなかいくろしおの めぐるさんごもうつくしく



へいわをねがうもろびとが あいよりきづくりそうきょう



わがふるさとよ いへやそん

2. 念頭平松濃みどりに
茂る久葉山田名池
自然の幸に恵まれて
豊かに五穀実る島
わがふるさとよ伊平屋村

3. 天の岩戸の名も高く
国のはじめはここにあり
輝く歴史受け継ぎて
文化の花の香る里
わがふるさとよ伊平屋村